

## 特例教習

受験資格特例教習とは

○2022年5月13日施行の改正道路交通法により、大型免許・中型免許・二種免許の受験資格が緩和されることになりました。

それぞれ、大型免許・中型免許・二種免許について取得する際に必要な受験資格要件（年齢及び経験年数）について受験資格特例教習を受験することにより特例的にそれらの受験資格要件を引き下げることができるようになります。

これまでの大型免許及び二種免許の受験資格は年齢要件が21歳以上、運転免許保有年数要件が3年以上、中型免許の受験資格は年齢要件が20歳以上、運転免許保有年数要件が2年以上でした。

受験資格特例教習課程の受講により、大型免許・中型免許・二種免許の受験資格の年齢要件を19歳以上でかつ運転免許保有年数要件を1年以上に引き下げることができます。

※受験資格特例教習の受講のみで希望する免許を取得できることはありませんのでご注意ください

○受験資格特例教習には以下の3つの課程があります。

それぞれ受講する過程により引き下げられる受験資格要件が異なります。

○年齢課程 取得要件のうち年齢要件を19歳以上に引き下げることができます。	○経験課程 取得要件のうち普通免許などの運転経験年数要件を1年以上に引き下げることができます。	○年齢・経験課程 年齢要件と経験年数要件を同時に引き下げることができます。
--	--	--

※受験資格特例教習は普通車で実施します。

※経験年数とは、普通車以上又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間になります。

## ケース 1

### 大型二種免許

年齢 19 歳で普通免許を取得して、1 年 3 ヶ月の方が大型二種免許を取得したい。

この場合、受験資格特例教習の年齢・経験課程を受講していただくことになります。

年齢・経験課程を受講することにより年齢要件が 19 歳以上、経験年数の要件が 1 年以上に引き下げられます。

## ケース 2

### 大型免許

年齢 21 歳で普通車を取得して、2 年の方が大型免許を取得したい。

この場合、受験資格特例教習の年齢課程は満たしているため、経験課程を受講していただくことになります。

経験課程を受講することにより経験年数の要件が 1 年以上に引き下げられます。

## ○免許取得までの流れ

### ○特例教習の受講

年齢課程・経験課程・年齢、経験課程のうち要件が満たされていない課程を受講します。



### ○修了証明書の発行

修了した受験資格特例教習の課程に応じた修了証明書が発行されます。



### ○各車種の教習

大型・中型・二種免許の教習を開始します。所持免許は普通車・準中型免許所持での教習時限数となります。



### ○免許取得

住所地の免許センターで受験します。技能教習は免除になりますが、二種免許については学科試験があります。

## 教習時限

資格特例教習の教習時間は以下の通りです。

課 程	年齢課程	経験課程	年齢・経験課程
技能教習（第一段階）	2時限	9時限	11時限
技能教習（第二段階）	2時限	18時限	20時限
技能教習（合計）	4時限	27時限	31時限
学科教習（第一段階）	2時限	なし	2時限
学科教習（第二段階）	1時限	2時限	3時限
学科教習（合計）	3時限	2時限	5時限
合 計	7時限	29時限	36時限

通 学	73,700 円	263,450 円	309,650 円
合 宿	77,110 円	290,730 円	343,750 円
最短日数	2日間	9日間	11日間

※特例教習と、それぞれご希望の車種を連続で取得されると割引がございます。